

2025年度

履修免除

(全 3 ページ)

問 題

ページ

民事訴訟法 …… 1

刑事訴訟法 …… 2

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民事訴訟法

I 以下の各問いについて、それぞれ 100 字以内で答えなさい。(20 点)

- (1) 将来給付の訴えの「将来」とは、いつからのことか。理由を付けて説明せよ。
- (2) 任意的訴訟担当とは、何か。

II Aは、Bから、ある動産を 200 万円で買った(本件売買契約)。これについての次の各問いに答えよ(各問いは、独立のものとする)。(80 点)

- (1) Aは、本件売買契約の代金支払債務のうち 150 万円は支払ったとして、Bに対して、本件売買契約に基づく代金支払債務について 50 万円を超えては存在しないことの確認を求める訴えを提起した(本訴)。これに対して、Bは、代金支払債務は全く支払われていないとして、本件売買契約の代金 200 万円の支払を求める反訴を提起した。

これを前提に、裁判所が本件売買契約の存在を認めその代金債務のうち 100 万円の支払があったと認定した場合、裁判所は、本訴と反訴のそれぞれについてどのような判決をすべきであるか。

なお、反訴とは、ある訴訟で被告となっている者が、同一の手続内で原告を相手方として提起する訴えである(146 条)。

- (2) Bが、Aに対して、本件売買契約に基づいて、200 万円の代金を請求する訴えを提起したところ、請求棄却を求めるAは、本件売買契約というのは本当はその動産の贈与契約であったと主張した。

この場合、Aの主張は理由付き否認であるとされる。理由付き否認の理由の部分の事実は、主要事実であるのかそれとも間接事実であるのか。本問の例を基に理由を付けて説明せよ。

刑事訴訟法

I 以下の(1)(2)について、それぞれ100字以内で答えなさい。(20点)

(1) 緊急逮捕をめぐる合憲説と違憲説について説明しなさい。

(2) 捜索・差押令状の執行に際して令状の呈示が求められる趣旨として一般に説明される、「手続の公正を担保すること」と、「処分を受ける者の人権に配慮すること」とは、具体的に何を意味しているのか、説明しなさい。

II 以下の【事例】を読み、[問い]に答えなさい。(80点)

【事例】

甲は、J市で発生した強盗致傷事件の被疑者として逮捕され、令和6年6月11日当時、N警察署において起訴前勾留中であつた。甲は逮捕された直後に、B弁護士を弁護人として選任していた。本件を捜査していた警察官Pは、本件犯行現場に犯人が遺留したと思われる痕跡が甲のDNA型と一致するかどうかを捜査するために、甲のDNA型情報を含む口腔内細胞を採取したいと考え、令和6年6月11日に、科学捜査研究所技官Qに対してN警察署への出張を依頼した。Qは、出張依頼を受けて、科学捜査研究所から車で片道約1時間30分を要するN警察署に、同日午後1時ころ到着した。

そこで、Pは、甲を取調べ室に出頭させ、甲に対して、DNA型情報採取のために口腔内細胞を採取させてほしいと言つた。これに対して、甲が、採取が任意かどうかをPに尋ねたところ、Pは、「任意だが協力してほしい」と答えた。これに対して、甲は、「弁護人のBさんに任意ならすべて断るよに言われているので、任意であれば駄目です」と述べたり、「自分では決められないから弁護人のBさんを読んで相談したい」などと述べたが、Pは、「弁護人を呼ぶと時間がかかる」、「遠方から来たQを待たせるわけにはいかない」などと答えたほか、「弁護人が断れと言つたとしても、自分の意思で提出する分には何の問題もない」、「大人なんだから自分で決めてほしい」、「断るということは反省していないと思われる可能性がある。反省しているのならば応じてほしい」などと説得を続けた。

これに対して、甲は、繰り返し、「弁護人のBさんをお願い」と述べたが、Pは「弁護人に言うとDNA型資料の採取には応じてもらえないから」と答えて弁護人Bに連絡することなく、甲に対して口腔内細胞の採取に応じるように説得を続けた。甲は、同日午後4時30分頃、口腔内細胞の採取に応じた。

〔問い〕 本事例において警察官Pが行った捜査は適法か、違法か論じなさい。